

公共工事の品質確保の促進に関する法律

【Q&A集】

目 次

- | | | |
|------|--|----|
| Q 1 | なぜ、新法が制定される必要があったのでしょうか？ | 1 |
| Q 2 | この法律が施行されたことで、価格のみの競争から企業の技術力による競争に転換できるのでしょうか？ | 4 |
| Q 3 | 技術的能力の審査を義務付けることの必要性は何でしょうか？ | 5 |
| Q 4 | 技術職員もない地方公共団体の実情を考えると、実効性が期待できません。新法の必要性があるのでしょうか？ | 6 |
| Q 5 | 公共工事の品質とは何でしょうか？ | 7 |
| Q 6 | 入札、契約の進め方は地方公共団体の裁量に委ねられるべきではないのでしょうか？ | 8 |
| Q 7 | 本法律は談合排除に寄与するのでしょうか？ | 10 |
| Q 8 | 価格と品質に総合的に優れた調達よりも、参加企業を増やすなどして競争性を向上させることにより、より安い価格で落札させることの方が重要なのではないのでしょうか？ | 11 |
| Q 9 | 技術的能力に関する事項の審査とは、どのようなことを審査するのでしょうか？ | 12 |
| Q 10 | 経営事項審査においても技術力の項目があり、企業評価はなされているのではないのでしょうか？ | 13 |
| Q 11 | 金額のごく小さな工事や維持修繕工事や除草工事などでも技術力審査が必要なのではないのでしょうか？ | 14 |
| Q 12 | 一部の地方公共団体で実施されている入札後の資格審査は否定されるのでしょうか？ | 15 |
| Q 13 | 技術的対話の必要性は何でしょうか？ | 17 |
| Q 14 | 予定価格を技術提案の審査結果を基に決定することの必要性は何でしょうか？ | 19 |
| Q 15 | この法律の制定は、コスト縮減に寄与するのでしょうか？（技術提案を活用するとコスト高になるのではないのでしょうか？） | 21 |

- Q 1 6 技術提案を重視することは、大企業優先の発注になるのではないのでしょうか？ 23
- Q 1 7 外部機関の活用に努める必要性は何でしょうか？ 24
- Q 1 8 発注者の支援を行う者として、どのようなものが想定されるのでしょうか？ 25
- Q 1 9 発注者の支援は、どのように取り組まれるのでしょうか？ 26
- Q 2 0 必要な職員とはどのような職員を指すのでしょうか？ 現在の地方公共団体には新たな職員を採用する余裕はないのではないのでしょうか？ 27
- Q 2 1 国、都道府県の市町村等への支援内容としてどのようなことが想定されるのでしょうか？ 29
- Q 2 2 本法律により地方公共団体の負担が大幅に増加するのではないのでしょうか？ 30

Q 1 なぜ、新法が制定される必要があったのでしょうか？

(答)

1. 公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右されます。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を施工者として選定するとともに、適切な監督・検査を実施することにより公共工事の品質を確保する必要があります。
2. しかしながら、現状では、多くの発注者において受注者の選定にあたって十分な技術力の審査は行われておらず、監督・検査についても要領さえ整備されていない実態が明らかとなっています。低価格入札やくじ引きによる落札者決定が急増しており、適切な技術力を持たない者が施工することによる不良工事の発生や発注者によるその見過ごしが起こりうる極めて憂慮すべき事態となっています。
3. 一方、現下の我が国の厳しい財政状況を考えると予算のより効果的・効率的な執行が求められています。従来、公共工事においては、施工者に対して発注者が定めた仕様どおりに施工することのみを求めてきましたたが、今後は、我が国の建設業が優れた技術力を有するまでに成長してきたことを踏まえ、技術提案を求めること等を通じて民間の持つ技術力を積極的に活用していくことが重要です。
4. このような背景を踏まえ、本法律では、価格と品質に優れた契約を公共工事の契約の基本に位置付け、この基本が守られるよう、
 - 1) 個々の工事において入札に参加しようとする者の技術

的能力の審査を実施しなければならないこと

2) 民間の技術提案の活用に努めるべきこと

3) 民間の技術提案を有効に活用していくために必要な措置（技術提案をより良いものにするための対話、技術提案の審査に基づく予定価格の作成 等）

等について規定されています。

5. また、同時に、公共工事の品質を確保する上で、発注者による監督、検査や本法案に規定する技術審査等が適切に実施されることが不可欠であることから、これを義務付けるとともに、発注者自らが実施できない場合は必要な能力を持つ外部への委託等の活用に努めるべきことが規定されています。

6. 公共工事に関しては、価格競争が原則とされているが、「価格のみの競争」は時として行き過ぎた低価格入札を生み出すとともに、品質のよいものを作ろうとする企業努力を損ない公共工事の品質の低下を引き起こすものである。本法律は、全ての発注者に対し入札、契約にあたって価格だけではなく企業の技術力を審査することを義務付けることにより、公共工事を受注する企業の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高め、もって公共工事の品質を確保しようとするものです。

(参考)

「価格と品質で総合的に優れた調達」

従来、価格のみの競争が原則とされてきましたが、「安物買いの銭失い」の例えがあるように、単に安い調達を目指すことが国民にとって最大の利益をもたらすものではなく、価格と品質の両面で総合的に優れた調達を追求していく必要があるとの考え方を指します。

欧米においても 1990 年代後半から調達の目標を転換するた

めの調達制度の改正が行われてきています。

米国：1994年からベスト・バリュー（Best Value）を調達の目的に位置付け、「最も安価なものの調達」から「最も価値の高いものの調達」へ転換

仏国：2001年から、「（一定の）コストに対して最も価値の高いものを調達する」という Value for Money（VFM）の理念に基づいて、「価格のみの入札」を廃止し、「価格と性能（技術力）による競争」へ転換

Q 2 この法律が施行されたことで、価格のみの競争から企業の技術力による競争に転換できるのでしょうか？

(答)

1. この法律により、発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないことを明らかにされており、また、技術提案を求めるよう努めなければならないこととされています。
2. こうしたことは、企業の技術力による競争に転換する第一歩であり、国、地方公共団体が、その趣旨を実現するような施策を講じることにより、技術力による競争が実現できるものと考えられます。

Q 3 技術的能力の審査を義務付けることの必要性は何でしょうか？

(答)

1. 公共工事は、長期にわたって安全かつ円滑な国民生活と社会経済活動を支える社会資本を整備するものであり、その品質の確保は重要な課題です。
2. 公共工事の品質は、調達時点で品質を確認できる物品とは基本的に異なり、受注者の技術力により左右される特性を有しています。
3. また、個々の工事により施工条件等が多様であり、求められる技術力が異なっています。
4. そのため、公共工事の品質を確保するためには、個々の工事の特性に見合った適切な技術力を持つ企業の競争により受注者を選定することが必要不可欠であることから、本法律において全ての公共工事発注者に対し競争に参加しようとする者に関する技術的能力の審査を義務付けることとされたところです。

(参考)

- 会計法・地方自治法においては、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により競争を行わせることができる、とされています。
- 平成15年11月に国の公正取引委員会から公表された「公共調達と競争政策に関する研究会」の報告においても、適切な競争参加資格の設定を行う必要があることが示されています。

Q 4 技術職員もいない地方公共団体の実情を考えると、実効性が期待できません。新法の必要性があるのでしょうか？

(答)

1. 地方公共団体においては技術職員が全くいない地方公共団体も多数あることは広く知られています。
2. 現状では、そのような地方公共団体において直ちに技術提案を活用するような方法を全面的に採用することは困難と考えられますが、公共工事の品質確保の重要性に鑑み、このような地方公共団体においても国、都道府県等の適切な支援等を受けながら品質確保の取り組みを着実に進めていく必要があります。
3. 例えば、本法において競争参加者の技術的能力の審査を義務付けていますが、これに関しては、約10万社が施工した延べ130万件の工事データが既にデータベース化されており、市町村であってもこれを活用することにより工事経験の審査を直ちに実施することが可能であることから、まずこのような取り組みから実行に移し、順次取り組みを強化していくことが考えられます。
4. また、地方公共団体の品質確保の取り組みを促進するため、自ら技術力審査等を実施できない場合は外部能力の活用を促すとともに、国や都道府県に対して発注者を支援するための必要な措置を講じるよう努めるべきことが規定されたところです。
5. いずれにしても、地方公共団体においてもできることから順次着手していくことが重要であり、この法律はそのための第一歩として大きな意義を有していると考えられます。

Q 5 公共工事の品質とは何でしょうか？

(答)

1. 本法律における「公共工事の品質」には、工事の目的物の品質（法第3条第1項及び第2項の基本理念）はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性、言い換えれば工事そのものの質（同条第3項の基本理念）についても含まれています。

Q 6 入札、契約の進め方は地方公共団体の裁量に委ねられるべきではないのでしょうか？

(答)

1. 公共工事の品質は、受注者の持つ技術的能力に負うところが大きいことから、公共工事の発注に当たっては、適切な技術的能力を持った企業を選定する必要があるが、現状では、多くの発注者において十分な技術的能力の審査が行われておらず、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生などが懸念される所です。
2. このため、本法律では、国、地方を問わず、技術的能力を有する企業が公共工事を受注するよう、公共工事の発注者は、競争に参加しようとする者の技術的能力を審査しなければならないこととしたものです。
3. 一方、公共工事の発注については、当然のことながら地方公共団体の自主性が尊重されなければならないが、本法案においても発注者が行う技術的能力の審査の方法については各発注者の裁量に委ねているところであり、各発注者が、公共工事の品質確保の重要性に鑑みて、それぞれの実情に応じてできるところから取り組むことが可能な規定となっています。
4. なお、競争参加者の技術的能力の審査については、約10万社が施工した延べ130万件の工事データが既にデータベース化されており、市町村であってもこれを活用することにより工事経験の審査を直ちに実施することが可能であることから、まずこのような取り組みから実行に移し、順次取り組みを強化していくことが考えられます。

(参考)

- 会計法・地方自治法においては、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により競争を行わせることができる、とされています。

- 平成15年11月に国の公正取引委員会から公表された「公共調達と競争政策に関する研究会」の報告においても、適切な競争参加資格の設定を行う必要があることが示されています。

Q 7 本法律は談合排除に寄与するのでしょうか？

(答)

1. 談合はあってはならないことですが、残念ながら、一部の公共工事の受注者においても、いわゆる談合により、一定の受注高の確保と価格の低下を防止しようとする行為が見受けられます。
2. 現在の公共工事の発注においては、その大半が価格のみによる競争で落札者が決定され、企業は価格以外に競争手段を持ってないことが、企業をもって談合に走らせる一つの要因になっていると考えられます。
3. 本法律は、全ての発注者に対し入札、契約にあたって価格だけではなく企業の技術力を審査することを義務付け、企業の技術提案を活用するよう努めるべきことを規定することにより、企業が自らの技術力を向上させることにより他社との競争に打ち勝ち、会社を維持、発展させていける環境が生み出されることになることから、談合排除の一つのバネになると考えられます。
4. また、談合により価格さえ調整を行えば確実に落札者をコントロールできるが、本法律により、例えば、総合評価が普及してくると、競争軸が現状の「価格」のみから、「価格」と「品質」という複数の軸となり、単なる数字合わせの談合がし難くなることから、個々の発注においても談合が行われにくくなるものと考えられます。

Q 8 価格と品質に総合的に優れた調達よりも、参加企業を増やすなどして競争性を向上させることにより、より安い価格で落札させることの方が重要なのではないのでしょうか？

(答)

1. 公共工事においては、公共工事の品質確保と並んで、競争性を確保することは重要なことであると認識している。
2. ただし、公共工事の品質は企業の持つ技術力に負うところが大きいこと、個々の公共工事によって条件が異なりそれぞれの特性を適切に考慮しなければならないことなどの特性を持っていることから、ただ単に競争参加企業を増やせばよいという性格のものではなく、適切な技術力を持った者による実質的な競争が行われることが、むしろ競争性を向上させることになると考えられます。
3. これらについては、平成15年11月に国の公正取引委員会の「公共調達と競争政策に関する研究会」でまとめられた報告においても、適切な競争参加資格の設定が必要であるとされており、加えて「高度な技術力を要する案件等については価格のみを評価要素とするのではなく、価格以外の技術や性能等の要素を含めた多様な評価基準により契約者を選定すべき」と指摘されているところです。

Q9 技術的能力に関する事項の審査とは、どのようなことを審査するのでしょうか？

(答)

1. 技術的能力に関する事項の審査では、工事の経験、施行状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験等について審査されることになると考えられます。

Q10 経営事項審査においても技術力の項目があり、企業評価はなされているのではないのでしょうか？

(答)

1. 多くの地方公共団体では、個々の工事の発注にあたって、唯一、経営事項審査結果の点数を資格要件として求めている例がありますが、ご指摘のように経営事項審査においては、経営規模や経営状況等の評価項目に加えて、各企業が雇用している技術職員の数をもとにして評価される「技術力」が含まれています。
2. 技術職員数からも各企業が潜在的に投入できる技術力の総量、いわばポテンシャル的なものを把握することはできるが、個々の工事においては、その種類や規模、地理的な条件、社会的条件によって必要とされる技術力の内容は異なり、また、時点、時点で企業がその工事に投入できる技術力の内容も異なることから、例えば同種工事の実績を確認するなど、個々の工事に際して企業の技術力の審査が必要です。

Q 1 1 金額のごく小さな工事や維持修繕工事や除草工事などでも技術力審査が必要なのでしょうか？

(答)

1. 技術力を必要とするか否かは必ずしも金額の大小により定まるものではなく、発注しようとする工事の内容に判断されるものですが、ご指摘のような小規模な維持修繕工事や除草工事であっても、一定の期間で効率的かつ安全に仕事を仕上げる必要があることから、例えば、安全性に対する配慮を問う等の比較的簡単な技術力審査は必要と考えられます。

Q 1 2 一部の地方公共団体で実施されている入札後の資格審査は否定されるのでしょうか？

(答)

1. 公共工事の品質は、調達時点で品質を確認できる物品とは基本的に異なり、受注者の技術力により左右される特性を有していることから、その品質を確保するためには、個々の工事の特性に見合った適切な技術力を持つ企業を受注者として選定することが必要不可欠です。
2. 国土交通省や多くの都道府県等では、入札前の段階で競争に参加しようとする者の技術的能力の審査も含めて資格審査を行っていますが、一部の地方公共団体においては、入札前ではなく、入札後に資格審査を行っていることは知られています。
3. 公共工事の品質の特性に鑑みれば、技術的能力の審査が行われ、個々の工事の特性に見合った適切な技術力を持つ者が受注者として選定されるのであれば、入札後であろうが否定するものではありません。
4. しかしながら、技術的能力がない企業を競争に参加させることが、かえって不良不適格業者の競争への参加を促し、ダンピングを招く恐れもあることから、入札前の段階で技術的能力の審査を含めた資格審査を行うことが適当であると考えられます。

【 入札後に行った方が、審査の手間が省けるので良いのではないのでしょうか？】

5. ご指摘のように、入札前の審査は競争に参加しようとするすべての企業の審査を行う必要があるのに対して、入札後であれば

価格と品質で最も優れた申し込みを行った者から順に審査を行い、資格を満たす者を契約者とすればよいことから、入札後の方が審査の手間は省略できると考えられます。

6. しかしながら、入札後の資格審査では、十分な技術的能力を有しない企業や不良不適格業者の競争への参加を促し、ダンピングを招く恐れもあることから、入札前の段階で技術的能力の審査を含めた資格審査を行うことが適当であると考えられます。

Q 1 3 技術的対話の必要性は何でしょうか？

(答)

1. 本法律の中では、民間の優れたノウハウを積極的に活用するため、公共工事に対する技術や工夫に関する技術提案を活用するように努めること、技術提案がされた場合には適切に審査し、評価しなければならないことが規定されています。
2. これまでに技術提案を求める方式として、特に国土交通省が総合評価落札方式やVE方式などに積極的に取り組んできたところですが、それらの運用実態を見てみると、現状においては技術提案の改善を求める規定が整備されていないことから、一般的に優れた提案であっても一部に不備があった場合には採用できない状況となっています。
3. 価格と品質に優れた調達を推進するとの観点から考えると、技術提案の一部に技術的な不備があったとしても、発注者が提案者に問題点を指摘し、入札段階で提案者がその点を改善した提案を提出することができれば、より価値の高い契約を行うことが可能となります。そのため、本法律においては、技術審査の過程で技術提案を提出した者に、提案内容の改善を求めることを出来ることとされたものです。

(参考)

- 本法律に盛り込まれた、最終的に優れた技術提案を得ることを目的に入札契約段階で発注者と企業が対話をしながら技術提案の改善を図る方法については、WTO政府調達協定に位置づけられているほか、米国では1997年に、EU（欧州連合）でも2004年に「競争的交渉方式」として既に導入されています。また、2003年11月に公表された国の公正取引委員会の「公共調達

と競争政策に関する研究会」の報告においても、欧米において導入されている競争的交渉方式の導入について検討すべきであるとの指摘がなされています。

Q 1 4 予定価格を技術提案の審査結果を基に決定することの必要性は何でしょうか？

(答)

1. 予定価格は、ある仕様のあるものを調達する場合に支払ってもよい費用の上限額の意味合いをもっています。仕様が異なれば支払ってもよい費用の上限は当然異なるため、予定価格の算定にあたっては、まず調達するものの仕様を決定する必要があります。
2. 従来、公共工事においては、発注者が最善の仕様を決定できるとの前提の下で、発注者が構造物の仕様を決定し、これに基づき施工方法等も勘案しながら予定価格を算定し、工事発注を行ってきました。
3. しかし、最近になり、民間技術力の飛躍的進歩、価格と品質で総合的に優れた調達を目指す国際的な潮流等を踏まえ、入札・契約にあたって民間から技術提案を求める方式の試行が進められています。例えば、設計・施工一括方式においては、設計部分も含めて施工会社等から技術提案を求めるもので、民間から仕様に関する優れた提案を求めようとするものです。
4. このような場合においては、それぞれ提案ごとに仕様が異なることとなる。仕様が異なれば支払うことが妥当な費用も当然異なってくるため、それぞれの提案について、提案された仕様とそれに要する費用を審査し、価格と性能の両面で総合的に最も優れた提案を採用できるように予定価格を定める必要があります。
5. しかし、現状においては、民間から技術提案を求める場合においても、民間から技術提案を求める前の段階で過去の標準的な

事例を参考に予定価格が作成され、これを上限として入札が行われており、費用を固定して一方的に性能の向上だけを求めることとなるため、民間企業から優れた技術提案を得ることが困難な状況となっています。

6. このような状況を踏まえ、本法律では、民間能力の活用により価格と品質で総合的に優れた調達を実現するため、技術提案を求める場合において、それぞれの提案について提案された仕様とそれに要する費用を審査し、価格と性能の両面で総合的に最も優れた提案を採用することができるように予定価格を作成できることとしたものです。

Q 15 この法律の制定は、コスト縮減に寄与するのでしょうか？
(技術提案を活用するとコスト高になるのではないのでしょうか？)

(答)

1. この法律では、個々の工事において入札参加者の技術的能力の審査を義務付けていますが、これにより技術力を持った企業による競争が促進され、一定のコストの中で品質が向上するとともに不良不適格業者の排除による不良工事の抑制が可能になると見込まれます。
2. また、この法律では技術提案の活用について規定されていますが、既に民間企業の調達において行われている技術提案の事例を見ても、技術提案の積極的な活用は、公共工事においてもコスト削減に効果をもたらすことが期待されます。例えば、発注者が考えた標準的な設計より安価な提案や一定のコストに対してより品質の高い提案が得られることが期待されます。
3. また、国土交通省において、平成14年度から民間の技術提案を活用する総合評価方式を積極的に実施していますが、これまでに実施した1000件余りの結果によると、ほとんど工事でコストを増加させることなく発注者が当初想定した品質以上の提案が得られており、民間からの技術提案の活用は有効であると考えられます。

【技術提案の審査結果を踏まえて予定価格を作成すると、コスト高になるのではないのでしょうか？】

4. 本法律では、高度な技術提案を求める場合等において、技術提案の審査結果を踏まえ予定価格を作成できることを規定して

いますが、例えば、

- ①工期短縮により渋滞等社会的損失が削減できる場合
- ②供用開始が早くなることにより経済効果が見込まれる場合
- ③維持管理が容易になることによりライフサイクルコストが低減される場合
- ④環境影響への負荷を抑制できる場合 等

において、標準的な工法等に比べ多少費用がアップしたとしても得られる効果と費用との関係で有利な契約となる場合があることから、これを可能とするために規定されたものであり、不必要なコストアップをもたらすものでないことは言うまでもありません。

Q 1 6 技術提案を重視することは、大企業優先の発注になるのではないのでしょうか？

(答)

1. 公共工事においては、その工事の内容や条件などを勘案して、技術提案を求めることにより民間のノウハウを契約に反映させることとなりますが、技術提案を求める内容は、発注者が想定し得ないような施工方法や新技術のような高度な技術を含むものから、工事中の安全管理や騒音対策などの施工上の工夫に至るまで幅広い分野が考えられます。
2. これらのうち、きめ細かい地域住民への配慮が必要なものなどについては、地域の実情を熟知している企業による技術提案が有効であると考えられ、むしろ地域の中小企業が今まで培ってきた技術力や経験を発揮し活躍できる機会が増えるものと考えられます。

Q 1 7 外部機関の活用に努める必要性は何でしょうか？

(答)

1. これまでに国土交通省をはじめとした様々な機関において発注者の実態について調査がなされています。
2. 例えば、平成12年に全国建設業協会が行った調査では、市町村の4分の1以上の団体では土木技師も建築技師もないとの報告がなされているとのことです。
3. また、平成15年度に報告された会計検査院による「公共工事における品質を確保するための監督・検査体制等の整備状況について」によれば、町の約8割、村の約9割が検査要領を持っていないとの報告がなされています。
4. このような結果に鑑みれば、特に市町村を中心とした地方公共団体の発注体制は脆弱であり、発注者が本来果たすべきこととして規定した発注者の責務が全うできない状態であると危惧されています。
5. しかしながら、公共工事の品質確保の観点に立てば、発注者の責務はすべての発注者が果たすべき事項であることから、発注者体制が脆弱な市町村であっても、円滑に発注関係事務を履行できるようにするために能力のある外部機関の活用について規定されたものです。

Q 1 8 発注者の支援を行う者として、どのようなものが想定されるのでしょうか？

(答)

1. 発注者の支援を行う者は、発注者の技術力等が不足している場合において、発注者の委託等に基づき本来発注者が行うべき業務を発注者に代わって実施することとなるため、発注関連事務を円滑に遂行することができる能力を持っていること、発注者と同等に法令の遵守や秘密の保持を確保できる体制が整備されていることが求められています。
2. これらの要件を備えている機関として、現在、県や各県下の市町村からの委託を受けて、積算業務や工事管理業務などの支援業務を行っている建設技術センターが想定されます。
3. また、一部の民間企業においても発注者から委託を受けて、工事監督や積算の補助を行っていると聞いており、公益法人に限らず、民間企業であっても、必要な条件を満足しさえすれば、支援を行う機関として区別する必要はないと考えられますが、民間において発注者を支援する業務を行える企業はまだ少数であり、現下の地方公共団体の脆弱な発注体制を勘案すれば、適切に発注関係事務を実施できる民間企業等を育成することが必要であると考えられ、本法律においてその育成が国・都道府県の努力義務として規定されたところです。

Q 1 9 発注者の支援は、どのように取り組まれるのでしょうか？

(答)

1. 発注者の支援については、第15条第2項において、国及び都道府県が専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成その他の必要な措置を講じるよう努めることとされているところです。
2. その具体的な内容については、今後、この法律の趣旨を踏まえ、国及び都道府県において、発注者の支援に当たり必要な措置について検討されるものと考えられます。

Q20 必要な職員とはどのような職員を指すのでしょうか？ 現在の地方公共団体には新たな職員を採用する余裕はないのではないのでしょうか？

(答)

1. 必要な職員とは、発注者の責務として示した内容を正しく理解し、適切に実施できる職員を示していますが、現在の地方公共団体の実情を踏まえれば、そのような職員が不足している場合も多いと考えられます。
2. 一方、第3条の基本理念に示されたように、公共工事の品質確保は、将来世代にわたって重要な役割を担う社会資本の品質の確保であり、発注者の重要な責務です。
3. このため、本法律では、必要な職員を配置することが発注者の努力義務として規定されたところですが、ご指摘のように、新たな人員を補充することが困難な状況も踏まえ、能力が不足している、あるいは能力以上に高度な技術を必要とする工事を発注しなければならない場合には、国・都道府県もしくは外部の能力を持つ者からの支援の活用努めるべきことが規定されたところです。
4. また、合わせて、国、都道府県は、発注者を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるべきことが規定されたところです。
5. いずれにせよ、本法律により、今後、地方公共団体の公共工事の品質確保に関する認識の一層の向上が図られるとともに、地方公共団体が技術力の審査や評価に取り組みやすくするための環境整備が国、都道府県により積極的に進められることによ

り、地方公共団体の品質確保の取り組みが順次、確実に進展していくことになると考えられます。

Q 2 1 国、都道府県の市町村等への支援内容としてどのようなことが想定されるのでしょうか？

(答)

1. 本法律では、能力の不足する地方公共団体であっても品質確保の取り組みが促進できるよう、
 - 1) 自ら適切に発注関係事務を実施することが困難な場合は、国や他の地方公共団体等の能力を活用するよう努めるべきこと
 - 2) 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるべきことが規定されたところです。

2. 支援内容について具体的な規定はありませんが、国、都道府県の支援内容としては、
 - 1) 工事全体の受託も含め、発注関連事務の受託
 - 2) 発注者間の協力・支援体制の整備
 - 3) 品質確保に関する各種研修の実施
 - 4) 個々の発注者が取り組みを進める上で参考となるガイドラインの作成
 - 5) 国、都道府県等以外の発注者を支援する機関の育成 等が想定されます。

3. いずれにせよ、本法律に基づき、今後、市町村が技術力の審査や評価に取り組みやすくするための環境整備が、国、都道府県により積極的に進められることにより、地方公共団体の品質確保の取り組みが順次、確実に進展していくことを期待するものです。

Q 2 2 本法律により地方公共団体の負担が大幅に増加するのではないのでしょうか？

(答)

1. 本法律は、公共工事に携わる民間企業の技術力が適切に審査されること、民間企業の技術提案が適切に活用されること、また、発注者の責務が適切に遂行されることにより、価格と品質で総合的に優れた公共工事が実施されることを目指すもので、公共工事の品質確保を進めていく上での土台となる基本的事項を定めたものです。
2. 発注者への義務付け規定としては
 - 1) 工事の監督、検査等、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと
 - 2) 個々の工事において入札に参加しようとする者の技術的能力の審査を実施しなければならないこと等が規定されています。
3. これらの規定は、公共工事の品質が調達時点で品質を確認できる物品とは基本的に異なり、受注者の技術力により左右される特性を有していることから、公共工事の品質を確保していく上で必要不可欠との認識により規定されたものです。
4. したがって、現在、一部の地方公共団体においては技術者がいない等、執行能力が不足していることは十分認識されていますが、公共工事の品質確保の重要性に鑑み、地方公共団体においても国、都道府県等と協力、連携を図りながら、義務付け事項も含め着実に公共工事の品質確保の取り組みが進められていく必要があるものと考えられています。

5. そのため、本法律では、執行能力の不足する地方公共団体であっても品質確保の取り組みが促進できるよう、
 - 1) 自ら適切に発注関係事務を実施することが困難な場合は、国や他の地方公共団体等の能力を活用するよう努めるべきこと
 - 2) 国、都道府県は、発注者を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるべきことを規定されたところです。

6. いずれにせよ、本法律により、今後、地方公共団体の公共工事の品質確保に関する認識の一層の向上が図られるとともに、地方公共団体が技術力の審査や評価に取り組みやすくするための環境整備が国、都道府県により積極的に進められることにより、地方公共団体の品質確保の取り組みが順次、確実に進展していくことを期待されています。